

環 保 第 1 7 3 3 号  
令和2年12月23日

太平洋セメント株式会社  
代表取締役社長 不死原 正文 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

大分工場次期原料山開発事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

令和2年7月3日付けで提出のあった上記の環境影響評価準備書について、大分県環境影響評価条例第20条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 総括的事項

(1) 本事業の実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響が生じないよう、最大限配慮すること。

(2) 本事業の事業工程は、着手後約90年と非常に長期にわたるものであるため、適宜、環境負荷の低減となる最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することにより、事業実施による環境影響を極力低減するよう努めること。

また、採掘中に大規模な鍾乳洞や希少生物等が発見された場合や、「レッドデータブックおおいた」など、環境影響評価に用いた文献等が更新された場合は、必要に応じて調査、予測及び評価を再実施するとともに、適切に環境保全措置を講ずること。

(3) 対象事業実施区域に隣接して、他事業者による新たな鉱山開発が行われる予定であるため、複合的・累積的な影響に対する予測及び評価をより適切に行うことができるよう、本事業における環境影響評価結果の積極的な情報発信を行い、他事業者が行う予測及び評価に協力するよう努めること。

また、他事業者による予測及び評価の結果、複合的・累積的な影響が懸念される場合は、他事業者と情報共有し、これらの影響を回避又は極力低減すること。

(4) 環境影響評価書の作成にあたっては、予測及び評価の根拠及び用いた式等を遺漏なく記載するとともに、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質（粉じん）

本事業の実施による降下ばいじんの環境影響は小さいとしているが、粉じんの発生を抑制するためには、裸地部を最小限に抑えることが有効であるため、採掘量に応じた面積ごとに、段階的に樹木伐採及び表土除去を行うこと。

### (2) 騒音、振動及び低周波音

ア 騒音、振動及び低周波音については、周辺地域住民の日常生活に直接影響を与えるものであるため、環境保全対策を確実に実施すること。

なお、影響が考えられる場合は環境保全措置を講ずるとともに、必要に応じて環境監視を行うこと。

イ 準備工事の実施に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の予測及び評価が不足しているため、環境影響評価書に記載すること。

ウ 本事業の実施により発生する騒音、振動及び低周波音について、自社管理基準の適合状況を確認する方法を環境影響評価書に記載すること。

### (3) 水環境

ア 津久見市八戸地区の水源に大きな影響が発生する可能性があるだけでなく、農業用水として利用している河川水位の低下が懸念されることから、あらかじめ代替水源の確保の方法を検討し、環境影響評価書にその結果を記載すること。

イ 湧水や河川水については、生活用水及び農業用水として利用されているだけでなく、観光資源としても利用されているため、本事業の実施による影響が懸念される。

そのため、これらを踏まえ、事業の実施による周辺の地下水、湧水、沢水及び河川への影響を適切に把握するための事後調査及び環境監視の方法を検討し、環境影響評価書にその結果を記載すること。

ウ 降雨等により、土砂及び濁水が周辺河川等へ直接流出しないよう、洪水調整池の容量を十分確保するとともに、洪水調整池の堆砂状況を適宜確認し、必要に応じて堆砂した土砂の除去を行う等、適切に管理すること。

### (4) 重要な地形及び地質、景観

ア 次期原料山開発区域の位置する八戸高原一帯は、豊後水道県立自然公園の普通地域に指定されており、石灰岩地特有のカルスト地形を有している。

そのため、事業の特性上、カルスト地形の消失を回避できるものではないが、地形改変を最小限にとどめ、可能な限りカルスト地形を残すこと。

また、次期原料山開発区域に係る現在及び開発段階における現況地形の航空写真、詳細な地形図及び現地写真等の資料を作成し、広く一般に公開する方法を検討すること。

イ 事業の特性上、本事業の実施により、採掘による裸地の露出やスカイラインの低下による景観への影響は、事業の進捗とともに徐々に増加すると予測される。

なかでも、姫岳からの眺望景観については、スカイラインの低下だけでなく、採掘開始直後から採掘区域及び残壁が視認されるため、その影響が最も大きい。

そのため、環境保全対策を確実に実施するとともに、白杵市景観形成基準等を踏まえ、速やかな緑化等により周辺地域との調和に努めること。

#### (5) 動物・植物・生態系

ア クマタカに係る環境保全措置について、順応管理の実施は工事への反応に個体差が生じるおそれがあることから、非繁殖期の工事实施などの低減策を優先して実施すること。

また、順応管理の実施方法について、専門家等からの意見を踏まえ、繁殖状況に応じてどのように作業工程を調整するか、具体的に環境影響評価書に記載するよう努めること。

イ 本事業の実施により、対象事業実施区域に生息する動物の移動経路の分断が生じるおそれがある。

そのため、本事業の実施にあたっては、これらの動物の生息環境の連続性を考慮し、開発中における動物の移動及び逃避が可能となるよう、開発の段階に応じて工事及び植林計画を検討するよう努めること。

ウ タガネランなどの石灰岩地に特有の種、ホンゴウソウなどの菌従属栄養植物、カヤランなどの着生植物は、移植が非常に困難な種であることから、重要な種の移植にあたっては、専門家等からの意見を十分に踏まえ、移植適地を選定するとともに、適切な時期及び方法により実施すること。

なお、タガネランは本県に固有の種であることから、調査時に確認した開発対象外区域の地点における同種の生育状況についても、継続的に把握するよう努めること。

エ 最終残壁小段等の緑化にあたっては、在来種による植林、草地化を徹底するとともに、外来種の種子の持ち込み等がないよう、管理を徹底すること。

また、緑化後の最終残壁小段等において、外来種の生育を確認した場合は、必要に応じて除去等の措置を講ずること。

オ 大型哺乳類の獣害による地域住民への影響は小さいと予測しているが、本事業の実施に起因した獣害等の発生が認められる場合は、周辺の農地及び生活に支障が生じないよう対策を検討し、適切に実施すること。

#### (6) その他

準備工事の実施に伴い、県道 204 号津久見野津線の交通量の増加が見込まれることから、十分な交通安全対策を講ずること。